

**社会福祉法人聖和むつみ会**  
**ケアセンター メイサムホール運営規程**

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖和むつみ会が開設するケアセンター メイサムホール（以下「事業所」という。）が行う通所介護事業及び介護予防通所介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な通所介護及び介護予防通所介護相当サービス（以下「通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所介護の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護（介護予防）支援事業者、他の居宅（介護予防）サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアセンター メイサムホール
- (2) 所在地 厚木市愛甲2208-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

①管理者（常勤兼務 1名）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

②生活相談員（常勤兼務 2名、非常勤兼務1名）

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従業者と協力して通所介護計画及び介護予防通所介護相当サービス計画（以下、通所介護計画等」という。）の作成を行う。

③機能訓練指導員（常勤兼務 2名、非常勤兼務 2名）

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

④介護職員（常勤兼務 6名、非常勤兼務 8名）

介護職員は、日常生活上の世話（支援）等を行う。

⑤看護職員（常勤兼務 1名、非常勤兼務 1名）

看護職員は、健康管理の業務に当たる。

⑥管理栄養士（常勤兼務 1名）

管理栄養士は利用者の栄養食事相談等の栄養管理・改善、心身の状態の維持向上を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

①営業日

月曜日から土曜日（祝日営業）とする。

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

②営業時間

午前8時30分から午後5時30分

③サービス提供時間

午前9時45分から午後4時45分

利用者の希望により上記時間で終了時刻を早めた利用時間で通所介護計画に位置づけられたときは利用を可能とする。

（通所介護等の利用定員）

第6条 通所介護等の利用定員は通所介護と介護予防通所介護相当サービスを合計して1日1単位40名とする。

（通所介護等の内容及び利用料その他の費用の額）

第7条 通所介護等の内容は、次の通りとする。

- 一 通所介護計画等の作成
- 二 日常生活上の世話及び支援
- 三 食事の提供
- 四 入浴
- 五 機能訓練
- 六 レクリエーション
- 七 健康チェック
- 八 送迎
- 九 相談
- 十 家族指導

2 通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣及び市町村長が定める基準によるものとする。また、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

3 前項に定める額のほか、次に掲げる費用の支払い受けるものとする。

- (1) 昼食（おやつ代を含む） 1回につき880円
- (2) 複写物の交付 1枚につき10円
- (3) おむつ代（パンツタイプ） 1枚につき200円
- (4) おむつ代（テープタイプ） 1枚につき150円
- (5) 尿取りパット 1枚につき60円
- (6) レクリエーション・クラブ活動費 材料費等の実費
- (7) その他（嗜好品、行事手続代行、特別食、特別な行事費等） 実費
- (8) キャンセル料 1回につき880円（食費相当額）

(当日キャンセル、利用日前日17:30までにキャンセルの連絡がなかった場合)

4 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

5 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収証を交付する。

6 法定代理受領サービスに該当しない通所介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した通所介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した領収書等を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 厚木市(愛甲・愛甲東・愛甲西・岡田・戸田・酒井・長谷・船子・毛利台・南町・上落合・下津古久・長沼)
- (2) 伊勢原市(石田・下落合・東成瀬・高森・高森台)
- (3) 清川村(全域)

(衛生管理等)

第9条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講ずる。

3 従事する職員は清潔の保持に努めるとともに、毎年健康診断を受検し健康状態の管理に努めるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者が通所介護等の提供を受ける際に、利用者及びその家族が留意すべき事項は次の通りとする。

- 一 利用者が機能訓練室を利用する際には、従業者の支援のもとで利用すること。
- 二 利用者の体調によっては入浴等を中止する場合があること
- 三 利用者及びその家族は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけること。
- 四 利用者及びその家族は他の利用者及び従業者に対して、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力・暴言等を行ってはならない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対する通所介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護(介護予防)支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処理を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。

2 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

(苦情に対する対応方針)

第14条 事業者は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業者は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(個人情報保護)

第15条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(人権擁護・虐待防止)

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業所の従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。

(暴力団排除)

第17条 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後6ヶ月以内

②継続研修 概ね月1回（年間事業計画による）

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、通所介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人聖和むつみ会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

- 1 この規程は、令和3年1月4日より施行する。
- 2 この規程は、令和3年8月1日より施行する。
- 3 この規程は、令和4年4月1日より施行する。
- 4 この規程は、令和5年4月1日より施行する。

## 【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.9※（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※2割負担の場合は0.8、3割負担の場合は0.7 地域単価：10.54円（4級地）

## (1) 通所介護費

| 通常規模型 6時間以上7時間未満 9：45～15：45 |       |         |               |               |               |
|-----------------------------|-------|---------|---------------|---------------|---------------|
| 要介護度                        | 単位数   | 利用料金    | 自己負担額<br>(1割) | 自己負担額<br>(2割) | 自己負担額<br>(3割) |
| 要介護1                        | 581   | 6,123円  | 613円          | 1,225円        | 1,837円        |
| 要介護2                        | 686   | 7,230円  | 723円          | 1,446円        | 2,169円        |
| 要介護3                        | 792   | 8,347円  | 835円          | 1,670円        | 2,505円        |
| 要介護4                        | 897   | 9,454円  | 946円          | 1,891円        | 2,837円        |
| 要介護5                        | 1,003 | 10,571円 | 1,058円        | 2,115円        | 3,172円        |

| 通常規模型 7時間以上8時間未満 9：45～16：45 |       |         |               |               |               |
|-----------------------------|-------|---------|---------------|---------------|---------------|
| 要介護度                        | 単位数   | 利用料金    | 自己負担額<br>(1割) | 自己負担額<br>(2割) | 自己負担額<br>(3割) |
| 要介護1                        | 655   | 6,903円  | 691円          | 1,381円        | 2,071円        |
| 要介護2                        | 773   | 8,147円  | 815円          | 1,630円        | 2,445円        |
| 要介護3                        | 896   | 9,443円  | 945円          | 1,889円        | 2,833円        |
| 要介護4                        | 1,018 | 10,729円 | 1,073円        | 2,146円        | 3,219円        |
| 要介護5                        | 1,142 | 12,036円 | 1,204円        | 2,408円        | 3,611円        |

## (2) 通所介護費（加算）

| 項目               | 単位数                                    | 利用料金   | 自己負担額<br>(1割)                  | 自己負担額<br>(2割)                  | 自己負担額<br>(3割)                  |
|------------------|--|--------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）  | 22                                     | 231円   | 24円                            | 47円                            | 70円                            |
| 入浴介助加算（Ⅰ）        | 40                                     | 421円   | 43円                            | 85円                            | 127円                           |
| 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ     | 56                                     | 590円   | 59円                            | 118円                           | 177円                           |
| 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ     | 85                                     | 895円   | 90円                            | 179円                           | 269円                           |
| 個別機能訓練加算（Ⅱ）      | 20                                     | 210円   | 21円                            | 42円                            | 63円                            |
| 若年性認知症利用者受入加算    | 60                                     | 632円   | 64円                            | 127円                           | 190円                           |
| 科学的介護推進体制加算      | 40                                     | 421円   | 43円                            | 85円                            | 127円                           |
| 栄養改善加算           | 200                                    | 2,108円 | 211円                           | 422円                           | 633円                           |
| 中重度ケア体制加算        | 45                                     | 474円   | 48円                            | 95円                            | 143円                           |
| 口腔機能向上加算（Ⅰ）      | 150                                    | 1,581円 | 159円                           | 317円                           | 475円                           |
| 送迎減算             | -47                                    | -495円  | -50円                           | -99円                           | -149円                          |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）    | 地域単価×介護報酬<br>総単位（基本単価＋各<br>種加算減算）×5.9% |        | 左記額－（左記<br>額×0.9（1円未<br>満切捨て）） | 左記額－（左記<br>額×0.8（1円未<br>満切捨て）） | 左記額－（左記<br>額×0.7（1円未<br>満切捨て）） |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | 地域単価×介護報酬<br>総単位（基本単価＋各<br>種加算減算）×1.2% |        | 左記額－（左記<br>額×0.9（1円未<br>満切捨て）） | 左記額－（左記<br>額×0.8（1円未<br>満切捨て）） | 左記額－（左記<br>額×0.7（1円未<br>満切捨て）） |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 地域単価×介護報酬<br>総単位（基本単価＋各<br>種加算減算）×1.1% |        | 左記額－（左記<br>額×0.9（1円未<br>満切捨て）） | 左記額－（左記<br>額×0.8（1円未<br>満切捨て）） | 左記額－（左記<br>額×0.7（1円未<br>満切捨て）） |

(4) その他の費用 (介護保険給付外サービス)

| 項目  | 料金                 |
|---|--------------------|
| 昼食代 ※おやつ代を含む  | 1回につき 880 円        |
| 複写物の交付  | 1枚につき 10 円         |
| おむつ代(パンツタイプ)  | 1枚につき 200 円        |
| おむつ代 (テープタイプ)   | 1枚につき 150 円        |
| 尿取りパット  | 1枚につき 60 円         |
| レクリエーション・クラブ活動費   | 材料代等の実費            |
| その他(嗜好品、行事手続代行、特別食、特別な行事費等)                               | 実費                 |
| キャンセル料<br>・当日キャンセル<br>・利用日前日 17:30 までにキャンセルの連絡<br>がなかった場合 | 1回につき 880 円(食費相当額) |